

岐阜県土地開発公社所有地売払い公示

岐阜県土地開発公社（以下「公社」といいます。）の保有物件を一般競争入札の方式により売却します。土地の取得を希望される方は、現地及び次の事項を確認のうえ入札にご参加ください。

1 一般競争入札により売り払う物件

物件 番号	所在地番	現況 地目	地積(m ²)		予定価格 (円)
			公簿	実測	
No.4	岐阜市藪田南五丁目13番12	雑種地	348	348.48	30,540,000

2 一般競争入札に参加出来ない方

次の各号のいずれか一つでも該当する方は、当該入札には参加できません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者
- (2) 売り払い物件の使用目的（用途）が、風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗業、同条第5項に定める性風俗特殊営業の用途に使用しようとする者
- (3) 売り払い物件の使用目的（用途）が公序良俗に反するおそれがあると公社が認めた者
- (4) 次の各号に該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者、又はその者の代理人、支配人その他の使用人、又は入札代理人として使用する者
 - ア. 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ. 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ. 正当な理由が無くして契約を履行しなかった者
 - エ. ア～ウいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (5) 日本語を完全に理解できない方
- (6) 公社が定める本ガイドラインおよびYahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (7) 保有物件の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行ってください。

(2) 申込手続

一般競争入札の参加申込手続は、(1)により参加の仮申込みの手続を完了した後、平成24年2月2日(木)まで(郵送により申し込む場合は、平成24年2月2日(木)までの消印があるものを有効とする。)に所定の申込書により岐阜県土地開発公社企画開発部用地課に一般競争入札への参加を申し込んでください。

なお、申込みに当たっては入札保証金を納付していただくことが必要となります。

4 入札参加申込書等、入札に参加する際に必要な資料の交付方法

(1) 交付期間

平成24年1月13日(金)午後1時から平成24年2月2日(木)午後2時まで

(2) 交付方法

公有財産売却システム及び公社のホームページからダウンロードするものとする。

5 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所

公有財産売却システムにより行ってください。

(2) 入札期間

平成24年2月16日(木)午後1時～平成24年2月23日(木)午後1時まで

(3) 開札日時

平成24年2月23日(木)午後1時以降

6 入札の方法

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録してください。

なお、この登録は、1回に限り行うことができます。

(2) 郵送による入札書の提出は、認めないこととさせていただきます。

(3) 開札は入札締め切り後直ちに行います。

(4) 予定価格上の価格で入札した方で最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

(5) 最高額入札者が2人以上いるときはくじにより落札者を決定します。

7 入札保証金に関する事項

入札に当たっては、平成24年2月14日(火)までに、次により入札保証金を支払っていただきます。

(1) 10万円とし、公社指定の口座に銀行振り込みにより支払っていただきます。

(2) 落札者以外の入札参加者については、入札期間終了後入札保証金を返還します。

(3) 入札保証金を返還する場合は、利息は付しません。

(4) 落札者の入札保証金は、契約締結後、売買代金に充当することができます。

8 契約に関する事項

(1) 原則として、落札者は平成24年3月1日(木)までに公社と売買契約を締結していただきます。

(2) 原則として、落札者が平成24年3月1日(木)までに公社と売買契約を締結しないときは、入札保証金は公社に帰属します。

9 売買代金の支払い

- (1) 落札者は契約締結後、公社が指定する期限（20日以内）までに、公社が指定する方法により売買代金を一括して公社に支払っていただきます。
- (2) 入札保証金は、前項の金額を納期限までに完納する場合に、売買代金の一部に充当することができます。ただし、この金額を納期限までに完納しないときは、入札保証金は公社に帰属することになります。
- (3) 契約者が納入期限までに売買代金を支払わない場合において、公社が契約の相手に支払う能力がないと認めるときは、公社は契約を解除することとし、入札保証金は公社に帰属します。

10 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金の支払いが完了した時に移転するものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、売買代金の支払い後、買受者の請求により公社が行います。
- (3) 売買契約書に貼り付けする収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税等は買受者負担となります。
- (4) 所有権移転後の開発行為等に当たっては、関係諸法令の規定を十分に遵守し、適正な土地利用を行ってください。